

【令和5年（2023年）9月改訂】

都民の健康と安全を確保する
環境に関する条例による

指定作業場に係る 届出の手引き

八王子市環境部環境保全課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

環境改善担当：(042) 620-7255

大気汚染対策担当：(042) 620-7217

FAX (042) 626-4416

E-mail：b111100@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。  **八王子**

目 次

	ページ
1. 指定作業場設置（変更）届出の概要	2-4
(1) 指定作業場の設置（変更）について	
(2) 指定作業場設置（変更）の届出方法について	
(3) 届出書の提出期日について	
(4) 届出書への押印について	
(5) 届出の手続きの手順	
2. 指定作業場に係るその他の届出等	5-10
(1) 氏名等変更届（条例第93条において準用する第87条）	
(2) 廃止届（条例第93条において準用する第87条）	
(3) 廃止又は施設等の除却時の土壌汚染状況調査等の義務（条例第116条）	
(4) 承継届（条例第93条において準用する第88条）	
(5) ばい煙濃度、水質の測定等（条例第94・95条）	
(6) 地下水揚水量の報告（条例第97条）	
(7) 適正管理化学物質使用量等の報告（条例第110条）	
(8) 事故届等（条例第98条）	
(9) その他の法令の届出等	
【資料】	
・環境確保条例による指定作業場（条例別表第2）	
・有害ガス（条例別表第3）	
・有害物質（条例別表第4）	
・適正管理化学物質（規則別表第11）	
3. 指定作業場設置（変更）届出書の記入例	
(1) 指定作業場設置（変更）届出書（第16号様式その1・その2）	11-12
(2) 指定作業場の別紙	
① 自動車駐車場（自動車ターミナル他）（別紙2）	13
② ウェスト・スクラップ処理場（材料置場他）（別紙3）	14
③ し尿処理施設（汚泥処理施設他）（別紙8）	15
④ ボイラー（焼却炉他）（別紙9）	16
⑤ 病院（研究、試験、検査を行う事業場他）（別紙11）	17
⑥ 地下水揚水施設（別紙12）	18

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）の各様式は、八王子市ホームページの以下の場所からダウンロードできます。

トップ > くらしの情報 > 生活・環境・交通・住宅 > 環境 > 生活環境 > 環境・公害規制法令に係る届出様式 > 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

ホームページアドレス

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/001/008/p007089.html>



1. 指定作業場設置（変更）届出の概要

(1) 指定作業場の設置（変更）について

環境確保条例では、指定作業場を設置又は変更しようとする者は、第89条（指定作業場の設置の届出）又は第90条（指定作業場の変更の届出）の規定に基づき、あらかじめ、知事（市長）に届け出なければならないとしています。

なお、設置（変更）に当たっては、環境確保条例で定められている規制基準及び構造基準等に適合する必要があります。

(2) 指定作業場設置（変更）の届出方法について

届出は、環境確保条例及び環境確保条例施行規則（以下「規則」という。）に定める所定の書式及び方法により行ってください。

必要書類は以下のとおりです。2部ご提出ください（正本と副本各1部）。

- ① 指定作業場設置（変更）届出書（第16号様式）
- ② ※¹ 変更の概要（変更の場合のみ）
- ③ 別紙1～12（指定作業場の種類ごとに該当する書式を添付してください。）
- ④ 添付書類一覧（⑤～⑫についての添付書類一覧）
- ⑤ 案内図（敷地の周囲50mの範囲にラインを記入）
- ⑥ 配置図（敷地境界が示されたもの）
- ⑦ 平面図
- ⑧ 立面図
- ⑨ 矩計図（断面図）
- ⑩ 給排水図面
- ⑪ ※² 現在の土地所有者が確認できる登記事項証明書及び公図の写し（概ね3か月以内のもの）
- ⑫ 各資料
（機器カタログ、仕様書、設計計算書、騒音値・振動値データ、濃度等計量証明、ばい煙計算書、使用燃料成分表、煙突・煙道図面、SDS【化学物質等安全データ】等）

※¹ 書類のサイズ：A3～A4
（大きい場合は折りたたんでください。）

※¹ 所定の書式はありません。

※² 土地を借りて事業を行う場合は、この他に土地所有者との賃貸借契約書等書類が必要となります。

(3) 届出書の提出期日について

指定作業場に関する工事着工30日前まで。

※設備等の計画が概ね決定した段階で余裕をもって事前相談してください。

(4) 届出書への押印について

規則が改正され、届出書への押印が不要となりました。押印がない場合、本人確認書類の確認等を実施しますので、詳しくは環境保全課へお問合せください。

(5) 届出の手続きの手順

① 事前相談（電話にて来庁日時等の予約をしてください。）

（事業者）届出内容の概要、建物、設備等がわかるものを準備して来庁してください。

（環境保全課）必要書類、届出方法、記載要領等について説明します。設備等の計画が概ね決定した段階で余裕をもって事前相談してください。
また、他法令に係る事項については、事前に所管課と調整しておいてください。

② 届出書の提出（電話にて来庁日時等の予約をしてください。）

（事業者）指定作業場設置（変更）届出書を着工の30日前までに提出してください。

（環境保全課）届出書に不備がなければ受理します。ただし、必要書類が不足している場合等は、受理できません。

③ 内容審査

（環境保全課）届出内容が規制基準及び構造基準に適合しているかについて審査をします。また、審査に関連して書類の修正等を依頼することがあります。

④ 副本及び受理書の受領

（環境保全課）審査が完了しましたら、副本の返却及び受理書を交付する旨の連絡をします。

（事業者）連絡を受けたら来庁し、受理書及び副本を受領してください。

※受理書は、申請書受理の手続きが完了後に交付することができます。審査完了前に受理書の交付を受けたい場合はお知らせください。

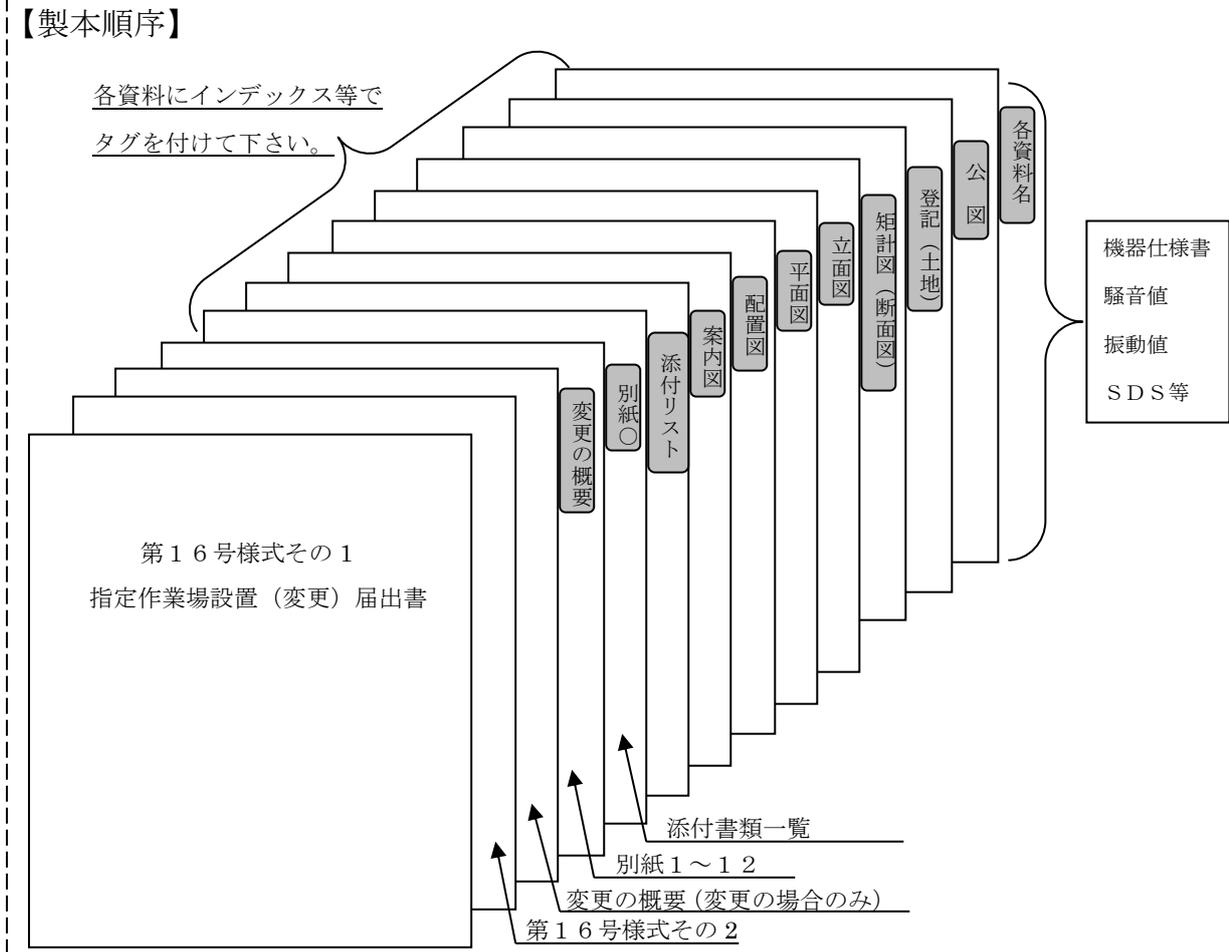
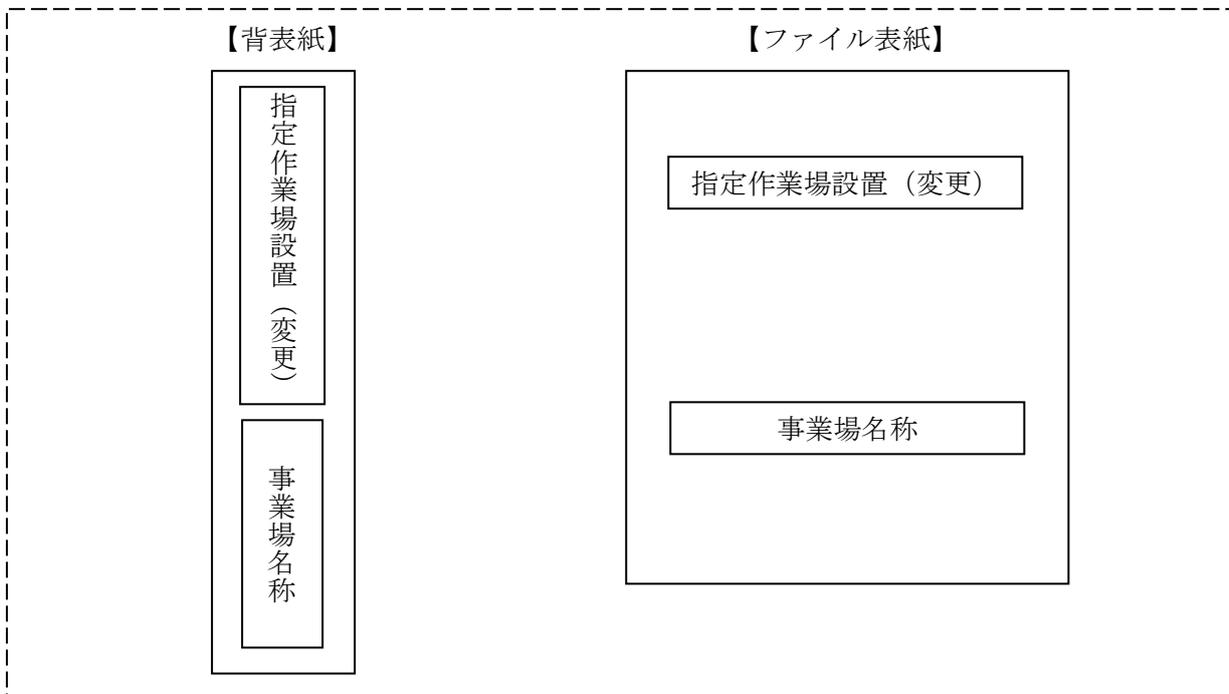
⑤ 工事着工

⑥ 工事完了

⑦ 操業開始

■指定作業場設置（変更）届出製本例（参考）

環境確保条例第 8 9 条又は第 9 0 条の規定に基づき届出をする指定作業場設置（変更）届出書は、下記のとおり正本及び副本の合計 2 部作成し、届出書類を紙ファイル等にまとめて届出をします。なお、副本については、内容審査終了後に返却します。



2. 指定作業場に係るその他の届出等

指定作業場の設置及び設備等の変更に係る届出とは別に、以下の届出等が必要な場合があります。

(1) 氏名等変更届（条例第93条において準用する第87条）

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、指定作業場の名称及び所在地の変更があった場合は、その日から30日以内に、工場（指定作業場）氏名等変更届出書（第13号様式）を提出しなければなりません。

なお、所在地の変更とは、所在地の地名の変更のみを指すのであって、移転を伴う所在地の変更は、新工場等の設置にあたり、本届出の対象ではありません。

(2) 廃止届（条例第93条において準用する第87条）

指定作業場を廃止したときは、その日から30日以内に、工場（指定作業場）廃止届出書（第14号様式）を提出しなければなりません。

(3) 廃止又は施設等の除却時の土壌汚染状況調査の義務（条例第116条）

指定作業場を設置している者で、有害物質取扱事業者※³が、指定作業場を廃止したとき又は施設等を除却する場合には、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土地の汚染状況調査を実施し、下記1、2の場合ごとに定められた日までにその結果を土壌汚染状況調査報告書（第32号様式）により提出しなければなりません。

なお、土壌汚染状況の調査を行うにあたっては、事前に環境保全課までご相談ください。

1. 指定作業場を廃止した場合

廃止の日から起算して120日を経過した日又は指定作業場の全部若しくは主要な施設等※⁴の除却に伴い土壌の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日。

2. 施設等を除却する場合

当該除却に伴い土壌の掘削を行う日の30日前まで。

※³ 上記1、2に該当する場合は、有害物質取扱事業者に該当するか確認するため、有害物質取扱状況報告書（条例）を提出してください。

※⁴ 主要な施設等とは、有害物質を取扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがある施設等をいう。

(4) 承継届（条例第93条において準用する第88条）

相続等により届出をした者の地位を承継した者は、その日から30日以内に工場（指定作業場）承継届出書（第15号様式）を提出しなければなりません。

(5) ばい煙濃度、水質の測定等（条例第94・95条）

指定作業場を設置している者は、その指定作業場のばい煙発生施設からばい煙を排出する場合、また汚水を公共用水域に排出する場合は、それぞれ規則第43・44条で定めるところにより、ばい煙の濃度を測定し、また、汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

(6) 地下水揚水量の報告 (条例第97条)

指定作業場を設置している者は、揚水施設により地下水を揚水する場合は、規則第45条に定めるところにより、水量測定機を設置し、地下水の揚水量を記録し、地下水揚水量報告書(第18号様式)を提出しなければなりません。

(7) 適正管理化学物質使用量等の報告 (条例第110条)

①使用量等報告書

一年間に100kg以上の適正管理化学物質(12ページ参照)を取り扱う者は、事業場ごとに、前年度の使用量の把握を行い、適正管理化学物質の使用量等報告書(第28号様式)により報告しなければなりません。

②化学物質管理方法書

一年間に100kg以上の適正管理化学物質を取り扱う者は、化学物質適正管理指針(東京都環境局ホームページ参照)により、化学物質管理方法書(条例第111条、第29号様式)を作成しなければなりません。また、当該事業所の従業員数(正社員数)が21人以上である場合には、化学物質管理方法書(条例第111条、第29号様式)を提出しなければなりません。

(8) 事故届等 (条例第98条)

指定作業場を設置している者は、事故により人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を通報し、工場(指定作業場)事故届出書(第19号様式)を提出しなければなりません。

(9) その他の法令の届出等

環境確保条例以外の法令の届出等が必要な場合がありますので、以下の内容については担当所管にお問い合わせください。

大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・騒音規制法 ・振動規制法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法に関する事 調整区域での工場・指定作業場の設置に関する事	環境部 環境保全課
用途地域の確認に関する事	まちなみ整備部 開発審査課
用途地域ごとの建築制限に関する事	都市計画部 都市計画課
クリーニング業に関する事	健康医療部 生活衛生課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業に関する事	資源循環部 廃棄物対策課
下水道法に関する事	水循環部 水再生施設課
企業支援、工場立地法に関する事	産業振興部 産業振興推進課
計量法に基づく定期検査の対象となる計量器(トラックスケール などのはかり)の設置に関する事	市民部 消費生活センター

環境確保条例による指定作業場（条例別表第2）

1. **レディミクストコンクリート製造場**（建設工事現場に設置するものを除く。）
2. **自動車駐車場**（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
3. **自動車ターミナル**（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
4. **ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド**（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
5. **自動車洗車場**（スチームクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
6. **ウエスト・スクラップ処理場**（建場業《収集人から再生資源【古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。】を集荷する業をいう。》、消毒業《再生資源を消毒する業をいう。》及び選分加工業《再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。》に係るものを除く。）
7. **廃棄物の積替え場所又は保管場所**（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
8. **セメントサイロ**（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
9. **材料置場**（面積が100平方メートル以上のものに限る。）
10. **死亡獣畜取扱場**（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
11. **と畜場**
12. **畜舎**（豚房の総面積が50平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200平方メートル以上又は鶏の飼養規模が1,000羽以上のものに限る。）
13. **青写真の作成の用に供する施設**を有する作業場
14. **工業用材料薬品の小分けの用に供する施設**を有する作業場
15. **臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻（くん）蒸場**
16. **めん類製造場**
17. **豆腐又は煮豆製造場**（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
18. **砂利採取場**（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
19. **洗濯施設**を有する事業場
20. **廃油処理施設**を有する事業場
21. **汚泥処理施設**を有する事業場
22. **し尿処理施設**（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
23. **工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場**（次号に掲げるものを除く。）
24. **下水処理場**（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
25. **暖房用熱風炉**（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場

26. **ボイラー**（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本産業規格B 8 2 0 1及びB 8 2 0 3 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0. 1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
27. **ガスタービン**（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、**ディーゼル機関**（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、**ガス機関**（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又は**ガソリン機関**（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
28. **焼却炉**（火床面積が0. 5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
29. **冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設**を有する事業場及び**浴室の床面積の合計が150平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設**を有するもの
30. **水道施設**（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、**工業用水道施設**（工業用水道事業法（昭和33年法律84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は**自家用工業用水道**（同法第21条第1項に規定するものをいう。）**の施設のうち、浄水施設に供する沈澱施設又はろ過施設**を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり10, 000立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
31. **病院**（病床数300以上を有するものに限る。）
32. **科学技術**（人文科学のみに係るものを除く。）**に関する研究、試験、検査を行う事業場**（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

有害ガス（条例別表第3）

一	弗(ふつ)素及びその化合物	二十二	トリクロロエチレン
二	シアン化水素	二十三	テトラクロロエチレン
三	ホルムアルデヒド	二十四	ピリジン
四	メタノール	二十五	酢酸メチル
五	イソアミルアルコール	二十六	酢酸エチル
六	イソプロピルアルコール	二十七	酢酸ブチル
七	塩化水素	二十八	ヘキサン
八	アクロレイン	二十九	スチレン
九	アセトン	三十	エチレン
十	塩素	三十一	二硫化炭素
十一	メチルエチルケトン	三十二	クロルピクリン
十二	メチルイソブチルケトン	三十三	ジクロロメタン
十三	ベンゼン	三十四	1,2-ジクロロエタン
十四	臭素及びその化合物	三十五	クロロホルム
十五	窒素酸化物	三十六	塩化ビニルモノマー
十六	トルエン	三十七	酸化エチレン
十七	フェノール	三十八	砒(ひ)素及びその化合物
十八	硫酸（三酸化いおうを含む。）	三十九	マンガン及びその化合物
十九	クロム化合物	四十	ニッケル及びその化合物
二十	キシレン	四十一	カドミウム及びその化合物
二十一	塩化スルホン酸	四十二	鉛及びその化合物

有害物質（条例別表第4）

一	カドミウム及びその化合物	十五	1,1-ジクロロエチレン
二	シアン化合物	十六	1,2-ジクロロエチレン
三	有機磷(りん)化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限 る。）	十七	1,1,1-トリクロロエタン
四	鉛及びその化合物	十八	1,1,2-トリクロロエタン
五	六価クロム化合物	十九	1,3-ジクロロプロペン
六	砒(ひ)素及びその化合物	二十	チウラム
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	二十一	シマジン
八	アルキル水銀化合物	二十二	チオベンカルブ
九	ポリ塩化ビフェニル	二十三	ベンゼン
十	トリクロロエチレン	二十四	セレン及びその化合物
十一	テトラクロロエチレン	二十五	ほう素及びその化合物
十二	ジクロロメタン	二十六	ふっ素及びその化合物
十三	四塩化炭素	二十七	塩化ビニルモノマー（別名クロロエチ レン）
十四	1,2-ジクロロエタン	二十八	1,4-ジオキサン

適正管理化学物質（規則別表第11）

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-----------------------|
| 一 | アクロレイン | 三十 | 水銀及びその化合物 |
| 二 | アセトン | 三十一 | スチレン |
| 三 | イソアミルアルコール | 三十二 | セレン及びその化合物 |
| 四 | イソプロピルアルコール | 三十三 | チウラム |
| 五 | エチレン | 三十四 | チオベンカルブ |
| 六 | 塩化スルホン酸 | 三十五 | テトラクロロエチレン |
| 七 | 塩化ビニルモノマー | 三十六 | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 八 | 塩酸 | 三十七 | 1,1,2-トリクロロエタン |
| 九 | 塩素 | 三十八 | トリクロロエチレン |
| 十 | カドミウム及びその化合物 | 三十九 | トルエン |
| 十一 | キシレン | 四十 | 鉛及びその化合物 |
| 十二 | クロム及び三価クロム化合物 | 四十一 | ニッケル |
| 十三 | 六価クロム化合物 | 四十二 | ニッケル化合物 |
| 十四 | クロルピクリン | 四十三 | 二硫化炭素 |
| 十五 | クロロホルム | 四十四 | 砒(ひ)素及びその無機化合物 |
| 十六 | 酢酸エチル | 四十五 | ポリ塩化ビフェニル |
| 十七 | 酢酸ブチル | 四十六 | ピリジン |
| 十八 | 酢酸メチル | 四十七 | フェノール |
| 十九 | 酸化エチレン | 四十八 | ふっ化水素及びその水溶性塩 |
| 二十 | シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物） | 四十九 | ヘキサン |
| 二十一 | 四塩化炭素 | 五十 | ベンゼン |
| 二十二 | 1,2-ジクロロエタン | 五十一 | ホルムアルデヒド |
| 二十三 | 1,1-ジクロロエチレン | 五十二 | マンガン及びその化合物 |
| 二十四 | 1,2-ジクロロエチレン | 五十三 | メタノール |
| 二十五 | 1,3-ジクロロプロペン | 五十四 | メチルイソブチルケトン |
| 二十六 | ジクロロメタン | 五十五 | メチルエチルケトン |
| 二十七 | シマジン | 五十六 | 有機燐(りん)化合物（E P Nに限る。） |
| 二十八 | 臭素化合物（臭化メチルに限る。） | 五十七 | 硫酸 |
| 二十九 | 硝酸 | 五十八 | ほう素及びその化合物 |
| | | 五十九 | 1,4-ジオキサン |

該当する項目を○で囲む。
八王子市長殿

指定作業場 **設置** 届出書
変更

本社・本店名等。代理人の場合は委任状提出の上で、連名とする。

押印については、1(4)参照。

変更の場合、設置時の設置番号・年月日を記入し、該当変更事由に○をつける。

住所 ○○県○○市○○町○○番地
株式会社○○○○
氏名 代表取締役 ○○ ○○○
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 **第89条** の規定により、関係書類を添えて **第90条** 次のとおり届け出ます。

病院についてのみ、病床数を記入すること。

既設置番号等	設置番号・年月日	第 号		年 月	
	変更事由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 防止の方法
指定作業場の名称	(株)○○○○				
指定作業場の所在地	八王子市○○町○○番地				
指定作業場の種類	○○○○○		病院にあっては病床数		床
地域等	用途地域		水域		
	近隣商業地域		公共下水道(分流)・公共下水道(合流) 多摩川水域		
自動車の出入口が接する道路の幅員	18 m		50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書		△別紙(案内図)のとおり 該当施設 有又は無
作業時間	0 時から		24 時まで (24 時間)		
工事着工予定	令和○年 ○月 ○日		工事完成予定		令和○年 ○月 ○日
従業員数 (常用雇用者数)	○○ 人 (人)		廃止予定		年 月 日
連絡先	所属 ○○部○○課		電話番号 ○○○-○○○-○○○○		
	氏名 ○○○○		電子メールアドレス ○○○@△△△.ne.jp		
	ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○				

該当するものを選択し記入。

案内図に50メートルのライン記入。

当冊子p 7-8より、該当する指定作業場の種類(下線部)を記入。複数該当する場合はすべて記入。

申請者の担当者を記入。

変更届出の際に、廃止する指定作業場の種類がある場合のみ記入。(ただし、全て廃止する時は「廃止届出書」を提出する。)

- 3 変更届として使用するとき、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること(添付する別紙についても同じ。)
- 4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
- 5 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
- 6 「診療所」は、患者を入院させるための施設を有するものに限る。

敷地・建築物の状況	建物・施設の配置	△別紙(2, 8)のとおり			
	敷地面積 (㎡)	○○○.○○			
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	1号棟	駐車場棟	---
		用途	店舗兼共同住宅	自動車駐車場(機械式)	合併浄化槽
		階数	5	---	---
		構造	鉄骨鉄筋	鉄骨	鉄筋コンクリート
		建築面積 (㎡)	○○○.○○	---	---
作業場面積 (㎡)	---	○○○.○○	○○○.○○		
主たる施設の能力等	種類	自動車駐車場(機械式)	し尿処理施設	施行規則別記第16号様式の別紙番号を記入。	
	公称能力	50台	○○○人槽 ○○㎡/日		
	動力(kW)	○○	○○	指定作業場の種類に係る施設、及び他の環境法令に該当する施設について記入。	
	台数	1	1		
	別紙番号	①	②	条例別表第3及び第4(p9参照)に示す物質の取り扱いがある場合(添付のSDSを確認)は物質名を記入。該当しない場合は”無:敷地内で有害物質を取扱う場合には、適正な使用及び保管をするとともに、取扱い状況を記録する。”と記入。	
	構造・使用の方法	△別紙(2, 8)のとおり			
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質作業の方法	自動車駐車場: 来客者及び従業員の車の駐車 し尿処理施設: 厨房及び洗面所などからの汚水を活性汚泥法により処理する。				
	自動車駐車場: 隣地との境に1.5mの堀を設置し、堀と駐車スペースとの間に植樹をする。空ぶかし注意と前向駐車、又、アイドリングストップの看板を設置する。車の入口と出口を別にし、駐車場内を一方通行にする。 し尿処理施設: 消化液循環活性汚泥で放流水質をBOD10ppm以下とする。(窒素・りん対応) その他万一公害問題が生じた場合は速やかに対応する。				

各指定作業場の種類について、作業の方法と公害防止方法をそれぞれ記入。

備考 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。
 2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

自 動 車 駐 車 場

自 動 車 タ ー ミ ナ ル
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド

自 動 車 洗 車 場

収容台数・停留台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総数	50	大型車		全ての種類についてそれぞれ記入。
			中型車	40	
			小型車	10	
一日の出入台数	160			自動車ターミナルの場合記入する。	
貨物の種類	大型車：大型トラック等 中型車：中型トラック等 小型車：乗用車、軽自動車、小型のトラック、二輪車(バイク)、原動機付自転車等				
洗浄機の型式			原動機の定格出力	自動車洗車場の場合記入する。	
貯蔵タンクの基数			貯蔵総量 (単位)	(kl・t・m ³)	
各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等 (単位)	炭化水素系物質の排出防止設備			
		設備の有無	設備の種類		
	(kl・t・m ³)	有・無	1	ベーパーリターン	
			2	その他 ()	
	(kl・t・m ³)	有・無	1	ベーパーリターン	
			2	その他 ()	
	(kl・t・m ³)	有・無	1	ベーパーリターン	
			2	その他 ()	
	(kl・t・m ³)	有・無	1	ベーパーリターン	
			2	その他 ()	
敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図					
別紙のとおりに					
ガソリンスタンド、液化石油スタンド、天然ガススタンドの場合記入する。					

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
- 2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。
- 3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

全ての種類について該当箇所をそれぞれ記入。

廃棄物の積替え場所又は保管場所
ウエスト・スクラップ処理場
材 料 置 場

該当項目を○で囲む。

廃棄物	種 類	木くず:廃プラ:金属くず:ガラスくず		
ウエスト・スクラップ	積 み 替 え 量 (t)	216t:216t:72t:72t		
材 料	収容量又は保管量 (t)	○t:○t:○t:○t		
残 土	最大保管量 (t) ・最大保管高さ (m)	○t:○t:○t:○t ○m:○m:○m:○m		
一日当たりの処理量 (t)	250t			
面 積	○○○. ○○㎡			
保管方法及び建築物の概要	廃棄物処理法における保管基準を遵守する。(概要別紙)			
防止の方法	粉じん	屋内に保管するが、場内散水を随時行う。		
	騒音	作業場を限定し距離減衰を確保。敷地境界に防音堀設置(別紙)。		
	振動	作業マニュアルを自社で作成し、振動発生のないよう作業を行う。		
	悪臭	悪臭の発生のないよう保管するが、随時消臭剤を散布する。		
	汚水	水の使用はない。また、ウエスト・スクラップと雨水を隔離し接触しないようにする。		
事業用自動車・作業用機械	車 種	ダンプ車	ダンプ車	
	積 載 量 (t)	4t	2t	
	台 数	2台	1台	
	一日当たりの出入回数	3回	5回	
敷地内建物及び施設の配置図				
別紙のとおり				

備考 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

廃油処理施設を有する事業場、汚泥処理施設を有する事業場、し尿処理施設を有する事業場、工場・作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場及び下水処理場

処理施設の事業場における施設番号		1				該当項目を○で囲む。				
種類・名称・型式		し尿処理施設・合併処理浄化槽00-000				番号は図面に付番したものと同一にする。				
使用開始(予定)年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日								
構造		RC造								
主要寸法(m)		30.8W×4.8L×5.8H								
能力(m ³ /日)		170m ³ /日								
処理の方式		消化液循環活性汚泥								
使用薬剤	薬材名	次亜塩素酸ナトリウム								
	用途	放流水の消毒								
	1日の使用量(kg・kl)	2.37kg/日								
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	0時～24時 30日/月				時～時 日/月				
	季節変動	なし								
処理に係る汚水の量及び水質		処理前		処理後		処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	汚水量(m ³ /日)	150	170	150	170					
	水素イオン濃度(pH)	7	6.5-7.5	7	6.5-7.5					
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	200	230	5	10					
	化学的酸素要求量(mg/l)	150	170	10	15					
	浮遊物質(mg/l)	220	250	8	12					
	その他の項目	T-N(mg/l)	30	50	5	10				
		T-P(mg/l)	2	5	0.5	1				
		()								
各排水口の汚水の量及び水質										
排水口番号		汚水量(m ³ /日)	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(mg/l)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	その他の項目			
							T-N(mg/l)	T-P(mg/l)	()	()
1	通常	150	7	5	10	8	5	0.5		
	最大	170	6.5-7.5	10	15	12	10	1		
↑	通常									
	最大									
	通常									
	最大									
汚泥及び廃液	種類	余剰汚泥								
	生成量(kg/日)	2.34m ³ /日								
	処理方法の概要	業者委託処分 業者名:〇〇クリーン(株) 都-〇〇〇-〇〇								

備考

排水口が複数ある場合には、各排水口ごとに記入。

欄及び「各排水口の汚水の量及び水質」欄中「その他の項目」の表の(1)から(26)までの項目、同別表 4の部(2)イ(ア)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、当該指定作業場等から排出されるものについては、単位を記入すること。また、()には、単位を記入すること。

全ての種類について該当箇所をそれぞれ記入。

該当項目を○で囲む。

全ての種類について該当箇所をそれぞれ記入。

暖房用熱風炉、**ボイラー**、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関又は焼却炉を有する事業場

施設番号		1				
種類・名称・型式		真空式温水器		図面番号と同じ番号とする。		
設置年月日		令和○年○月○日				
着手予定年月日		令和○年○月○日				
使用開始(予定)年月日		令和○年○月○日				
構造		別紙				
規模	伝熱面積又は火床面積(㎡)	9.9		使用する燃料成分表を添付		
	燃料の燃焼能力(l/h、mN/h)	53.5				
	焼却能力(kg/h)					
使用状況	1日の使用時間・	0時～24時	時～時	時～時	時～時	
	1月の使用日数	30日/月	日/月	日/月	日/月	
	季節変動	夏期及び冬期				
燃料	種類	灯油				
	灰分・いおう分(%)	0.0003				
	1日の使用量	37.5 l		メーカー保証書添付。		
廃棄物の種類・量(t/日)						
ばい煙の処理の方法		煙突 20.3m × 500φmm				
総排出物の量(mN/h)・温度(℃)		583.3m ³ N/h 200℃				
総排出物中の酸素濃度(%)		4.2				
ばい煙の濃度	ばいじんの濃度(g/m ³ N)	処理前	0.05			
		処理後(効率:%)	0.05			
	いおう酸化物の濃度(容量比ppm)	処理前	1.521		計算書等を添付。	
		処理後(効率:%)	1.521			
	窒素酸化物の濃度(容量比ppm)	最大	処理前	70		メーカー保証書添付。
			処理後(効率:%)	70		
通常		処理前	61			
		処理後(効率:%)	61			
煙突・排気塔	高さ(m)	20.3		煙突、煙道の図面を添付する。		
	頂口径(m)	0.5				
	排出速度(m/s)	1.586				
参考事項						

敷地内建物又は室内施設の配置図

別紙のとおり

- 備考
- 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
 - 2 「灰分・いおう分(%)」の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。
 - 3 「ばい煙濃度」は、乾きガス中の濃度とする。

図面番号と同一とする。

該当項目を○で囲む。

全ての種類について該当箇所をそれぞれ記入。

病院及び科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業

汚水の発生施設の事業場における施設番号		1				2				
種類・名称・型式		厨房施設				洗浄施設・万能洗浄機○○-○				
使用開始(予定)年月日		令和○○年○○月○○日				令和○○年○○月○○日				
構造		別紙				○○○製				
主要寸法(m)		別紙				0.8×1.8×1.02				
能力(m ³ /日)		1500食/日				300本/h				
使用薬剤	薬材名	----				○○○				
	用途	----				○○				
	1日の使用量(kg・kl)	----				○○kl/日				
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	6時～ 19時 30日/月				8時～ 18時 30日/月				
	季節変動	----				----				
発生汚水の処理施設		△別紙()のとおり				△別紙()のとおり				
汚水の量及び水質										
		処理前		処理後		処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
汚水量(m ³ /日)		53	66	53	66	1	2	1	2	
水素イオン濃度(pH)		5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.0-9.0	3.0-10	5.8-8.6	5.8-8.6	
生物学的酸素要求量(mg/l)		350	400	8	10	200	300	8	10	
化学的酸素要求量(mg/l)		150	200	8	10	160	200	8	10	
浮遊物質(mg/l)		250	300	8	10	160	200	8	10	
その他の項目	n-ヘキサン(mg/l)	100	200	8	10					
	T-N(mg/l)	30	50	8	10					
	T-P(mg/l)	2	5	0.8	1					
	()									
各排水口の汚水の量及び水質										
番号排水口		汚水量(m ³ /日)	水素イオン濃度(pH)	生物学的酸素要求量(mg/l)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	その他の項目			
							n-ヘキサン(mg/l)	T-N(mg/l)	T-P(mg/l)	()
1	通常	150	5.8-8.6	8	8	8	8	8	0.8	
	最大	250	5.8-8.6	10	10	10	10	10	1	
	通常									
	最大									
汚泥及び廃液	種類	余剰汚泥								
	生成量(トン/日)	2.34t/日								
	処理方法の概要	業者委託処分 業者名 ○○○クリーン(株)都-○○○-○○								
その他	有害ガスの種類	○○○								
	処理施設	△別紙()のとおり								

排水口が複数ある場合には、排水口ごとに記入。

- 備考 1 「汚水の発生施設」とは、ちゅう房施設、入浴施設、洗浄施設など水質汚濁防止法施行令別表第1 68の2及び71の2に掲げる施設等をいう。
- 2 「汚水の量及び水質」欄及び「各排水口の汚水の量及び水質」欄中「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までの項目、同別表 4の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及びリン含有量のうち、当該指定作業場から排出されるものすべてを記入すること。

2ヶ所以上ある場合は、浅いものから順に、その全部を記入する。

地下水揚水施設の構造等

揚水機本体の、水が最後に通る部分の内径により計測した断面積を記入する。

名称又は番号		1	
設置・変更予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
揚水施設	さく井年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	深度(地表面下m)・側管口径(mm)	深度 50 m、	側管口径 100 mm
	ストレナーの位置(地表面下m)	28m~ 32m、 44m~ 48m、	m~ m~
揚水器	種類・名称・型式	揚水機・〇〇〇ポンプ 〇〇-〇〇〇〇	
	原動機出力・揚水能力	0.75kW	15 l/分
	吐出口断面積	4.9 cm ²	
水量測定器	種類・名称・型式	羽根車式・水道メータ・〇〇〇	
	検定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
地下水水位	計測方法(計器名称)	水圧式(〇〇〇)	
	静止水位、揚水水位(地表面下m)	15.5 m	20.65 m
地下水揚水量		3 m ³ (1日平均)	
地下水の用途		クリーニング用	

各水量計測器に検定有効期間(検定有効期間<8年>の終期)が表示されているのでその時から8年遡った時期を記入する。

静止水位とは、揚水機の使用開始直前の水面までの深さ(さく井時における静止水位)揚水水位とは、揚水機の使用中の水面までの深さを記入(さく井時における揚水水位)

揚水施設が複数ある場合は記入。

毎年の揚水量報告の依頼先がわかるように記入してください。

1ヶ月の揚水量を暦日数(例1月:31日、2月:28日)で除した値を記入。1m³未満は四捨五入する。

〇〇部〇〇課
〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付のこと。
設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等について、揚水施設別に作成の「施設数、吐出口の断面積の合計。地下水揚水量の合計」の欄については1枚目に記すは記入しないこと。

3 元成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。